

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施しています！

申請不要で支給済の方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②令和4年度実施の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」受給者

上記以外で申請が必要な方

1. ひとり親世帯分

- ① 公的年金の受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当の所得制限限度額を下回る方に限ります。
- ② 本人または扶養義務者の所得要件により令和5年3月分の児童扶養手当を受けていないが、物価高騰の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親の方

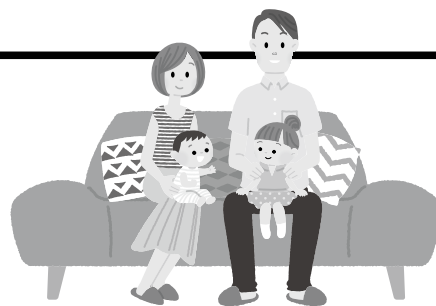
2. ひとり親世帯以外分（※ひとり親世帯分を受給された方を除く）

対象児童を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった方

※対象児童…令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）

支給額

児童1人当たり 一律 5万円



申請について

6月5日（月）から受付を開始します。

なお、申請受付は本庁のみで、各支所では行っておりません。ご了承ください。

*詳細につきましては、下記までお問合せされるか、飯塚市ホームページをご覧ください。

■ 飯塚市役所子育て支援課子育て支援・政策係

☎0948-22-5500（内線1112・1113・1114）

■ こども家庭庁コールセンター

☎0120-400-903